

公益財団法人国際耳鼻咽喉科学振興会
賛助員に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は公益財団法人国際耳鼻咽喉科学振興会（以下「この法人」という。）定款第46条（賛助員等）に関し、必要な事項を定めるものである。

(賛助員)

第2条 この法人の目的、事業に賛同し、毎年度、1口2万円の賛助費を寄附することを約した団体及び個人を賛助員という。又、一時に40万円以上を寄附した団体及び個人を特別賛助員という。

(入会手続)

第3条 賛助員になろうとする者は、所定の賛助員加入申込書を提出しなければならない。

(理事会への報告)

第4条 前条の手続を経て、新たに寄附をした賛助員について、理事長は理事会に報告するとともに、ニュースレター及びホームページ等で賛助員の寄附に関して報告しなければならない。

(特 典)

第5条 賛助員として寄附をした者は、ニュースレター等の出版物の配布を受けることができる他に、関係する助成事業の資料を直接入手できる。
2 特別賛助員あるいは長期に渉る賛助費納入者には感謝状を贈呈する。

(賛助費の使途)

第6条 賛助費は、毎事業年度における賛助費合計額の50%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(退 会)

第7条 賛助員は、いつでも退会通知を提出することにより退会することができる。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。（平成28年5月31日理事会決議）